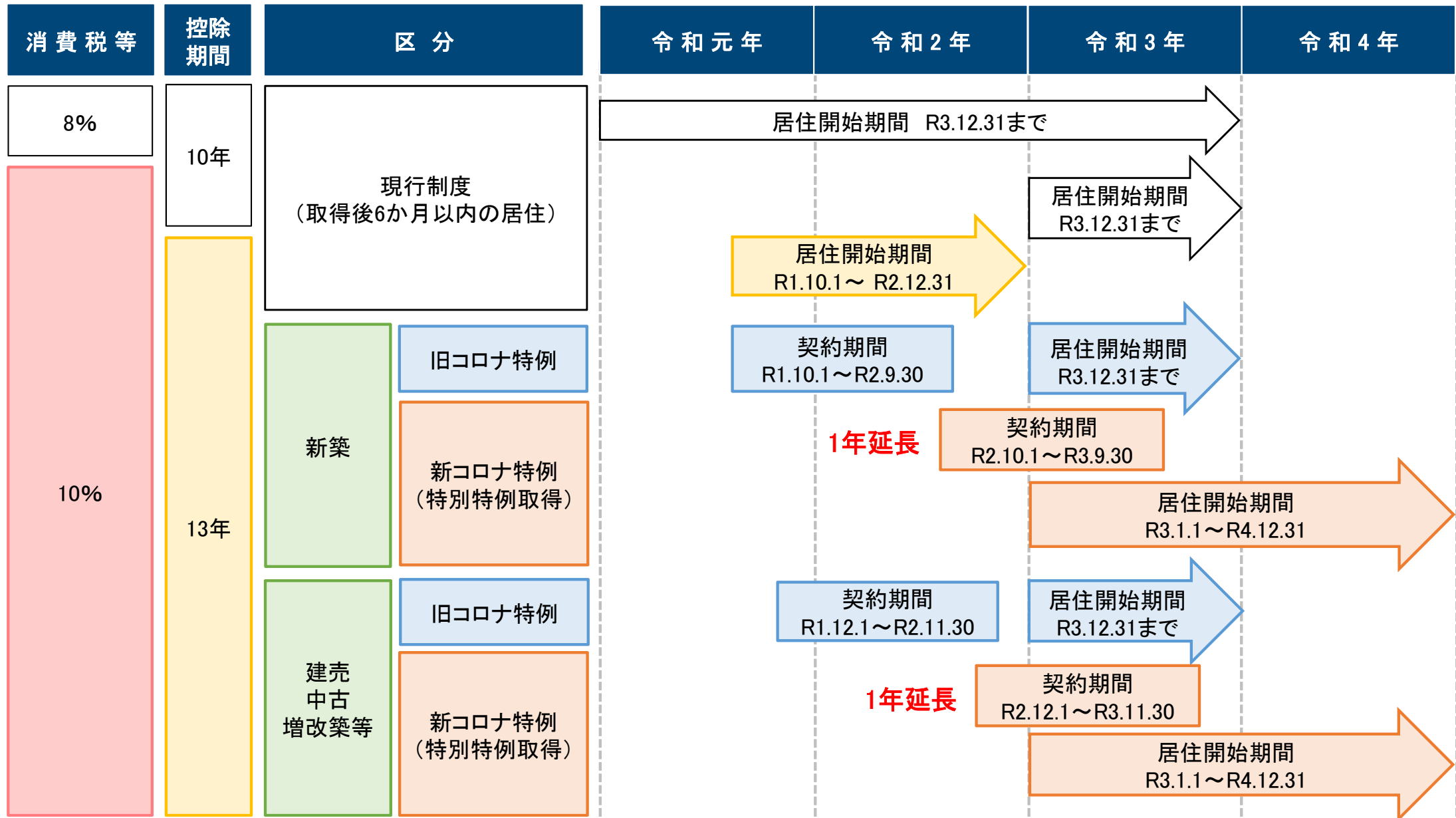


# 住宅ローン控除等の特例措置②

減税



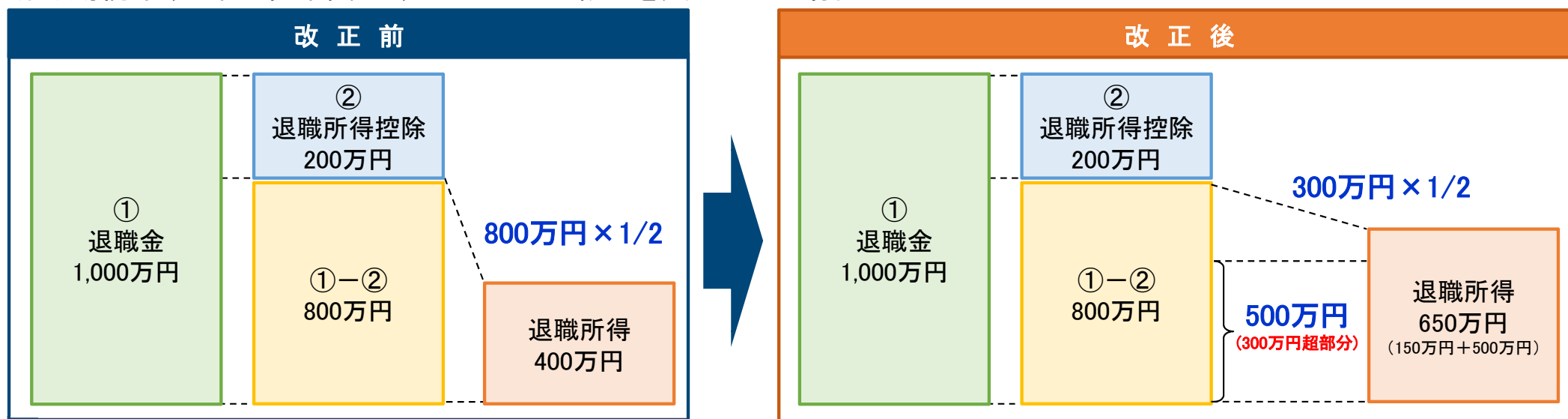
# 退職所得課税の適正化①

増税

## ポイント

- 短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととする。
- 短期退職手当等とは、その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者がその退職手当等の支払者からその勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職金等に該当しないものをいう。
- **令和4年分以後の所得税**について適用する。(所法30、201、203、改正法附則5、9)

(例) 勤続年数5年の従業員が1,000万円の退職金を受け取った場合



## ★チェック

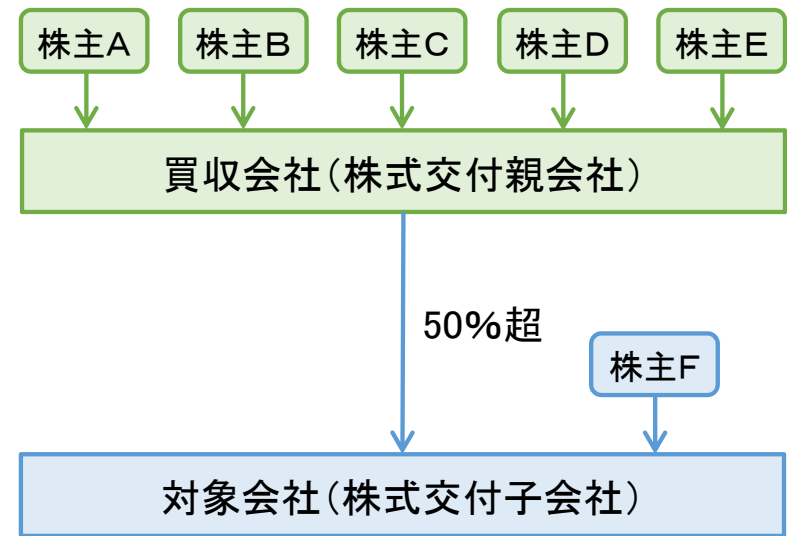
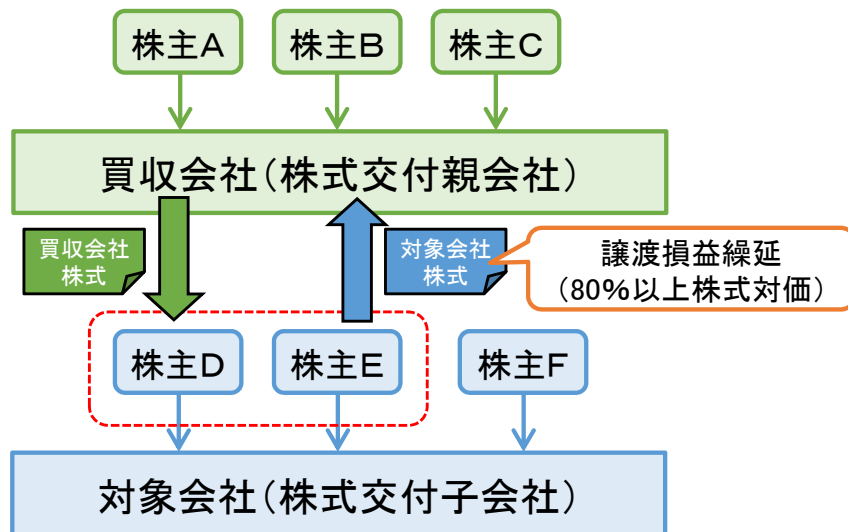
- 特定役員退職手当金等は金額に関わらず2分の1とする措置は適用されないが、従業員の5年以内退職金については300万円の基準が設けられた。
- 短期退職手当等と短期退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法等については、今後の情報に注視する必要がある。

# 株式対価M & Aを促進するための措置

減税

## ポイント

- 法人が、会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする(所得税も同様とする)。
- 対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限り、株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べる。
- 株式交付親会社の確定申告書の添付書類に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を加える(株式交換及び株式移転も同様とする。)とともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付することとする。
- 外国法人の本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限る。
- 令和3年4月1日以後に行われる株式交付について適用する。(措法66の2の2、37の13の3、改正法附則53、36⑤)



## ★チェック

- 会社法の株式交付制度は、令和3年3月1日に施行される。